

西東京市環境審議会の運営について

1 西東京市環境基本条例（平成14年3月29日 条例第8号）（一部抜粋）

第5章 環境審議会等

（環境審議会）

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市の環境施策の進ちょく状況の検証に関すること。
- (3) その他環境施策に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 公募市民 | 4人以内 |
| (2) 事業者 | 2人以内 |
| (3) 学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 2人以内 |

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 西東京市環境審議会規則（平成14年3月29日 規則第23号）

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市環境基本条例（平成14年西東京市条例第8号）第18条第8項の規定に基づき西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（小委員会）

第4条 会長は、審議の円滑な推進を図るため、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、審議会から付託された事項について調査又は審議をする。

3 小委員会に属すべき委員は、審議会に諮って会長が指名する。

（会議の公開）

第5条 審議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、委員の同意を得たときは非公開とすることができる。

（意見の聴取）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させその意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、みどり環境部環境保全課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 西東京市市民参加条例施行規則（平成14年10月1日 規則第51号）（一部抜粋）

第2章 附属機関等の会議の公開

（事前公表事項）

第2条 条例第8条第2項の規定により事前に公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人数
- (5) 担当課
- (6) 連絡先

（傍聴）

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し出なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録作成の基本方針）

第4条 条例第9条第1項の会議録は、あらかじめ当該附属機関等に諮ったうえ、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題

(6) 会議資料の名称

(7) 記録方法

(8) 会議内容

2 会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決した場合は、この限りでない。

(会議録の標準様式)

第6条 会議録は、様式第1号により作成するものとする。ただし、会議の種類に応じて、適宜変更できるものとする。

(会議資料の添付)

第7条 会議資料があるときは、これを会議録に添付するものとする。

(会議録の公開の方法)

第8条 条例第9条第2項の規定による公開は、広く市民の閲覧に供するため、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

4 西東京市環境審議会傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

審議会の傍聴人の定員は、審議会会場の広さ等を勘案して審議会の会長が定める。

第3 傍聴人の決定

審議会を傍聴しようとする者は、西東京市環境審議会傍聴届（様式第1号）に住所、氏名及び年齢等を記入の上、審議会会場入口に設置する受付（以下「受付」という。）に提出しなければならない。

- 2 傍聴人は、審議会開催予定時刻の15分前から先着順で決する。ただし、審議会開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 審議会の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第6の規定により撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者

第5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等審議会の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 八巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨害になるような行為をしないこと。

第6 撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7 職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

西東京市環境審議会傍聴届

西東京市環境審議会傍聴要領第 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

住 所

氏 名

年 齢

電話番号
